

指定短期入所生活介護事業所 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
香川県指定 第 3771300641 号

当施設はご契約に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆ 目 次 ◆◇

- 1 事業者
- 2 事業所の概要
- 3 職員の配置状況
- 4 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 5 事故発生時の対応について
- 6 身体拘束等の適正化の取り組み
- 7 虐待の防止のための措置に関する事項
- 8 非常災害対策
- 9 苦情の受付について

1、事業者

- ② 法人所在地 香川県高松市城東町1丁目1-46
- ③ 電話番号 087-813-0778
- ④ 代表者氏名 理事長 松木 孝和
- ⑤ 設立年月 平成8年12月 4日

2、事業所の概要

- ① 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成20年5月1日指定
香川県 3771300641 号
- ② 事業所の目的 指定短期入所生活介護は、介護保険法に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。
- ③ 施設の名称 ショートステイセンター 季
- ④ 施設の所在地 香川県木田郡三木町下高岡2310番1
- ⑤ 電話番号 087-898-1380
- ⑥ 施設長氏名 釜野 雅博
- ⑦ 運営方針 利用者の安定した生活を確保すると共に生き生きとした日が過ごせるよう支援する。
- ⑧ 開設年月 平成20年5月1日
- ⑨ 営業日及び営業時間 年中無休・受付時間／随時
- ⑩ 利用定員 20人
- ⑪ 居室等の概要
当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備考
4人部屋	1室	
2人部屋	2室	
個室	12室	
食堂	2室	
浴室	1室	
医務室	1室	
静養室	1室	
事務室兼相談室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必要が義務付けられている施設・設備です。この居室以外の施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

☆トイレの場所 居室外に4ヶ所

☆送迎 施設側の送迎は三木町内での範囲で行います。

☆病院受診の場合は基本家族対応にてお願いしていますが、直ぐに対応できない場合、施設にて送迎を行います。東はさぬき市民病院・西は香川医科大学までの範囲とさせていただきます。

3、職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1、施設長	1名（兼務）	1名
2、介護職員	8名（兼務）	7名以上
3、生活相談員	1名	1名以上
4、看護職員	1名（兼務）	1名以上
5、介護支援専門員	なし	なし
6、医師（非常勤）	1名	1名
7、栄養士	1名	1名
8、機能訓練指導員	1名（兼務）	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

＜主な職員の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 医師	毎週金曜日12：30～13：30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置基準 日1 8：30～17：30 1名 日2 9：00～18：00 1名 夜勤 17：30～11：00 1名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置基準 日勤 8：30～17：30 1名
4. 生活相談員	標準的な時間帯における最低配置基準 日2 9：00～18：00 1名

☆行事等により上記と異なる場合もございます。

4、当事業所が提供するサービスと利用料金

●当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

（1）利用料金が介護保険から給付される場合（1～3割）
（2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事の提供

- ・当事業所では、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事をご提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 9：00～10：00 昼食 12：30～13：30 夕食 17：00～18：00

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。※体調に応じて行います。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（１日あたり）＞

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。（サービスの利用料金はご契約者の要介護度等に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます（下記（２）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額が契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事の提供に要する費用

利用者に提供する食事の材料費及び調理費に係る費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。

利用料金：１日につき1,545円（朝食320円、昼食670円、夕食555円）

月額	通常	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
	(4段階)	1段階	2段階	3段階①	3段階②
46350円	1日	1日	1日	1日	1日
	1545円	300円	600円	1030円	1360円

☆重要事項説明書に定めのとおり、個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費負担となりますので、上記の金額を超える場合があります。

※食費の負担限度額（所得に応じた負担限度額）認定 → 手続きが必要になります。

② 居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用の場合は光熱水費相当額、個室利用の場合は光熱料相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。

月額	通常	介護保険負担限度額認定証に記載されている額				
	(4段階)	1段階	2段階	3段階①	3段階②	
多床室	1日	1日	1日	1日	1日	
28,500円	950円	0円	430円	430円	430円	
個室	1日	1日	1日	1日	1日	
37,290円	1243円	380円	480円	880円	880円	

※居住費の負担限度額（所得に応じた負担限度額）認定 → 手続きが必要になります。

③ 居室電気使用料金（テレビ等持ち込まれた電化製品をご利用の場合）

所定の用紙にて、使用届・中止届を提出していただきます。

利用料金：１日につき 100円

④ 貴重品の管理

ご希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○お納方法：手続きの概要は以下の通りです

- ・預金の預け入れ及び引出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届出は内容に従い、預金の預け入れ及び引出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

利用料金：１ヶ月につき 250円

⑤ レクリエーション活動費用

ご契約者のご希望によりクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：要した費用の実費

⑥ 複写物の交付

ご契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には下記の料金をいただきます。

利用料金：1 枚につき 10 円

⑦ 全額自己負担

介護保険からの給付額を超えて利用する場合、(1)に掲げるサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

利用料金：要した費用の実費

☆経営状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。)

① 指定口座への振込

② 金融機関口座から自動引き落 ご利用できる金融機関：銀行・金庫・農協・郵便局 など

※但し、①、②の方法については取引機関へ別途手数料をご負担していただくようになります。

※3ヶ月以上利用料金を滞納された場合は、利用契約を解除させていただくことがあります。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に出してください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約書に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5、 事故発生時の対応について

(1) 緊急時における対応方法

サービス提供を行っているときに利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたときは、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ、事業者が定めた協力機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(2) 非常災害対策について

当施設には、消防法に規定する防火管理者を設置しております。防火管理者は、消防計画を作成するとともに当該消防計画に基づく次の業務を実施するものとします。

- ① 消火・通報及び避難の訓練(年2回)
- ② 消防設備、施設等の点検及び整備
- ③ 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- ④ その他防火管理上必要な業務

6、 身体拘束等の適正化の取り組み

- ① 従業者は、原則として身体拘束およびその他の行動制限を禁止する。
- ② 本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ない場合を除き、

身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- ③ なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

7、虐待の防止のための措置に関する事項

- ① 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ② 施設（事業所）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 施設（事業所）における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ④ 施設（事業所）において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- ⑤ 前4番に掲げる措置を適切に実施するための担当者(管理者)を置くこと。

8、非常災害対策

事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- ① 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- ② 消防設備、施設等の点検及び整備
- ③ 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- ④ その他防火管理上必要な業務

8、苦情の受付について

1. 利用者等からの相談又は苦情等に対応する窓口として、相談担当者を設置しております。
また、担当者が不在のときは、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぐものとします。
2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じなければならないものとします。

（具体的な手順）

- ・ 苦情があった場合には、担当者から相手方に連絡を取り、直接訪問する等して、詳しい事情を聞き、事実の確認を行う。
- ・ 必要に応じて、担当者は管理者と検討会議を開く。検討会議を開かない場合でも、管理者へ報告する。
- ・ 検討の結果、翌日までに具体的な対応・処理を行う。
- ・ 相談・苦情の状況について記録を保管し、再発防止に努める。
- ・ 改善後の状況について確認を行う。

(1) 第三者委員

当事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に勤めることといたします。

第三者委員	金澤和孝
	森田浩之

（1）当事業所における苦情の受付

当施設における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 釜野 雅博
- 苦情相談窓口（担当者） 植田 由香
- 受付時間 随時

また、苦情受付ボックスを事務所に設置しています。

(2) 行政その他苦情受付機関

居住する住所地の市町村役場	高松市	電話番号	087-839-2326
	三木町		087-891-3303
	さぬき市		087-894-1111
国民健康保険団体連合会	所在地	高松市福岡町2丁目3番2号	
	電話番号	087-822-7453	
	受付時間	午前9時 ～ 午後5時	
香川県社会福祉協議会	所在地	高松市番町1丁目10番35号	
	電話番号	087-861-0545	
	受付時間	午前10時 ～ 午後4時	

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ショートステイセンター 季

説明者職名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

代理人住所

氏名

印

(続柄

)

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

◎巻末の料金表

(1) 要介護度別に定められている利用料金

	介護給付費100%		内自己負担額10%	
	個室利用	多床室利用	個室利用	多床室利用
要介護1	¥6,450	¥6,450	¥645	¥645
要介護2	¥7,150	¥7,150	¥715	¥715
要介護3	¥7,870	¥7,870	¥787	¥787
要介護4	¥8,560	¥8,560	¥856	¥856
要介護5	¥9,260	¥9,260	¥926	¥926

(2) 次の要件を満たす時に、(1)に加算される料金体制と料金表

加算項目	概要
認知症専門ケア加算	認知症利用者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供します。
サービス提供体制強化加算Ⅲ	職員のキャリア、スキルアップ・長期勤続職員の確保にてより良い介護サービスを提供します。
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供します。
送迎加算	ご自宅と短期入所事業所との間の送迎を行います。
介護職員等処遇改善加算Ⅱ□	介護職員処遇改善交付金を介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てる事を目的に創設されたものであります。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組（介護現場では業務改善と同義と捉えて差し支えない。）を推進するものです。

※利用料金

加算項目	介護給付費100%	内自己負担額10%
認知症専門ケア加算	¥30	¥3
サービス提供体制加算Ⅲ	¥60	¥6
若年性認知症利用者受入加算	¥1,200	¥120
送迎加算	¥1,840	¥184
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ□）	所定単位数に17.2%を乗じた単位数	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	¥100	¥10

重要事項説明書付属文書

1、事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造一部木造平建
- (2) 建物の延床面積 494.92㎡

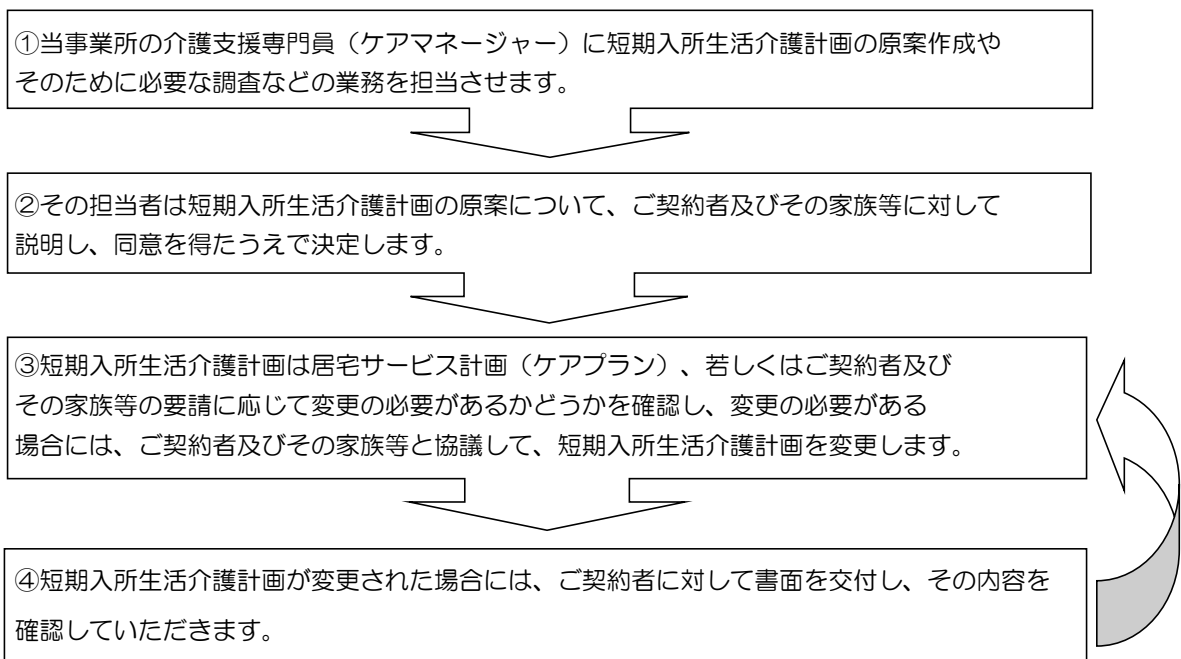
2、職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言などを行います。 3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。
生活相談員	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 1名の生活相談員を配置しています。
看護職員	主に、ご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護・介助等も行います。 1名の看護職員を配置しています。
医師	ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。 1名の医師を配置しています。（非常勤）

3、契約締結からサービス提供までの流れ

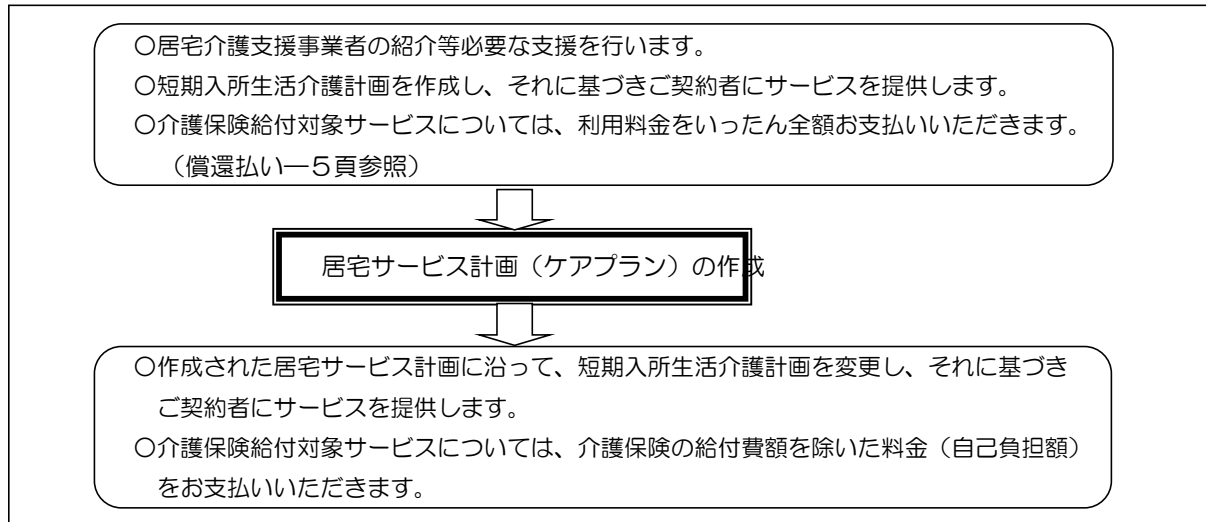
- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



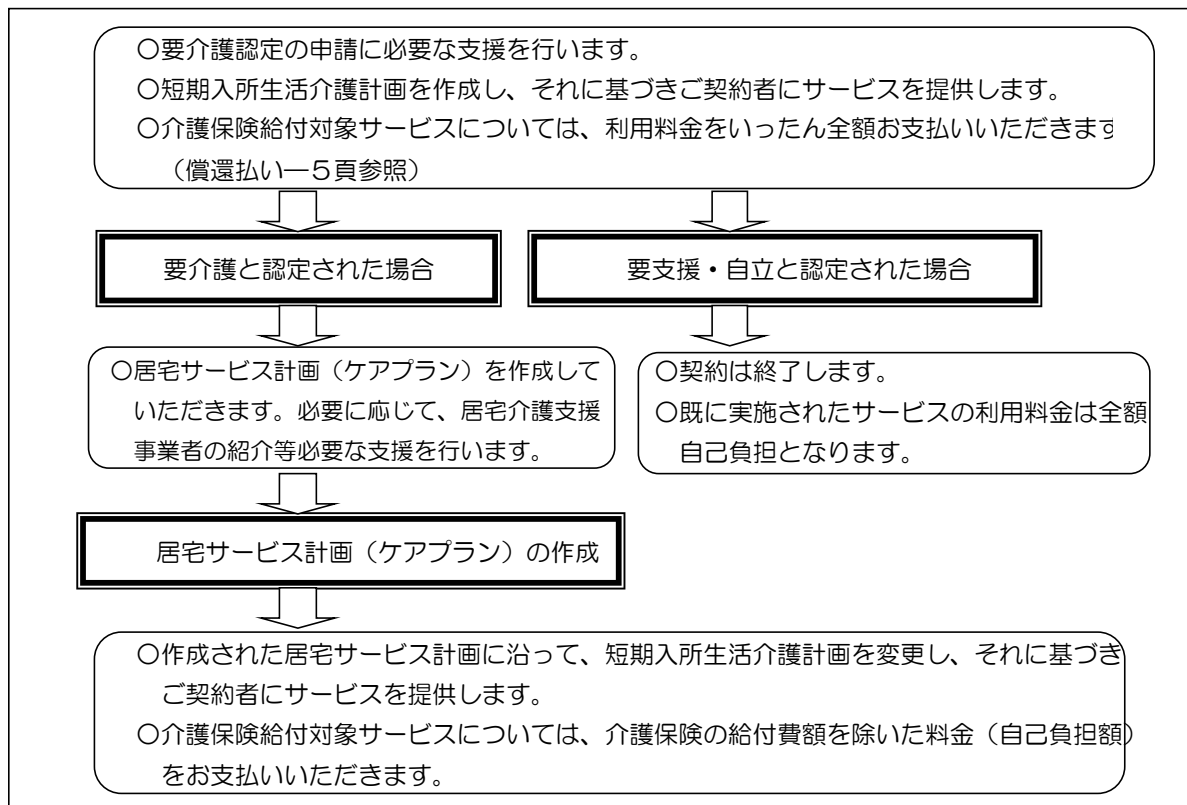
- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供までの流れは

の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4、 サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命・身体・財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から、聴取確認します。

- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご契約者または他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5、サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限

利用にあたり、事業所・及びサービス従事者が安全と認めるもの以外のものは原則として持ち込むことができません。

（２）施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにも係らず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（３）喫煙

事業所内、敷地内での喫煙はできません。

（４）サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。）また、下記医療機関での診察・入院治療を義務付けるものでもありません。）

○協力医療機関

医療機関の名称	松木泌尿器科医院
所在地	香川県高松市前田西町１０８０番地７

6、損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7、サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から1ヶ月ですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに1ヶ月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判断された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合
- ④ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」変更された場合
- ⑤ 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑥ 事業者若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、若しくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応を取らない場合

（２）事業者からの解約・契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解約・解除させていただくことがあります

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。